

外来化学療法を受けている患者の皆様へ

当院で実施される外来化学療法の治療内容は、化学療法に携わる診療科の代表医師・看護師・薬剤師などの多職種が参加する化学療法委員会で定期的に協議し決定しております。

外来化学療法を実施した患者の皆様からの化学療法に関する緊急の体調変化や相談等に、医師・看護師・薬剤師による 24 時間対応が可能です。

また急変時などの緊急時に患者さんが入院できる体制を確保しています。

体調がすぐれない時の連絡先

連絡先：054-646-1111（代表） ※24 時間相談対応体制

（お問い合わせ時間に応じて、対応する部署、担当者が変更しますので、
こちらからおつなぎいたします。）

勤務環境の変化を踏まえた療養指導について

患者さんと患者さんを雇用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の提出があった場合に、就労と療養の両立に必要な情報を提供すること並びに診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行うことが可能です

藤枝市立総合病院

（施設基準 外来腫瘍化学療法診療料）